

高知市工事に係る調査、測量及び設計の委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要領を次のように定める。

令和2年6月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市工事に係る調査、測量及び設計の委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により締結する工事又は製造を除く請負の契約の適正な履行の確保のため、高知市契約規則（昭和40年規則第4号。以下「規則」という。）第16条第1項（規則第29条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）の設定に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格の設定の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、工事に係る調査、測量及び設計の委託契約とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、最低制限価格を設定する場合は、規則第5条の規定により公告し、又は規則第28条第3項の規定による通知に併せて最低制限価格を設定する旨及びその算定方法を通知する。

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 最低制限価格の算定方法は、市長が別に定める算定方法により設定した価格を最低制限価格とする。
2 最低制限価格は、入札の開札日に算出し、規則第16条第2項（規則第29条において準用する場合を含む。）の定めるところにより予定価格調書に明記する。

(最低制限価格の公表)

第5条 市長は、入札が終了した後、最低制限価格を入札経過表に記載し、公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。